

ル・シャプリエ法研究試論

中 村 紘 一

目 次

序 言

- 一、同業組合 (corporations) 制度と一八世紀後半の産業構造
- (一) コルボラシオン (同業組合) の構成と機能
- (二) コンパニオナージエ (compagnonnages・仲間職人制度)
- (三) 農村マニユファクテューールの発達と御商 (négoçiant) による職人層の支配・および、重農主義経済思想
- 二、「テュルゴ勅令」——営業「および」手工業の宣誓組合および同業体の廃止にかんする勅令・一七七六年二月——
- 三、一七八九年の陳情書 (Cahiers de doléances) および一七八九年八月四日夜の封建制廃止決議とコルボラシオン
- (一) 陳情書
- (二) 八月四日夜の決議
- 四、一七九一年三月二日—一七日の「すべての消費税^タ、すべての親方身分および宣誓組合の廃止および営業免許状の設定にかんする」デクレ (ダラルド法)
- 五、一七九一年六月一日—一七日の「同一の身分および職業の労働者および職人の集合にかんする」デクレ (ル・シャプリエ法)

(一) loi de circonstance ?

(二) ル・シャプリエ法の成立

六、特に「中間団体」(corps intermédiaires) 否認論について

結語

〔資料〕 ル・シャプリエ法(全訳)

序言

一七九一年六月一四日に制定されたル・シャプリエ法は、「制定以後七五年間、フランスの労働運動を抑圧する手段として使用」された「典型的な団結禁止法」であるとされている(恒藤武二、「フランス労働法史」、日本評論新社、法学理論篇所収、三〇頁)。恒藤教授は、「(一七九一年六月という) 時期に制定されたシャプリエ法が、果して来るべき資本家階級と、労働者階級との対立を予想して作られたものか、それとも、やや偶然的な事情によって、当面の支配階級の利益を守るために作られたものか」を明らかにすることを問題意識の出发点として、その性格を説明しようとしている(同書三四頁)。そして、「革命当時の市民階級、少なくともその政治的代表者は、同職組合の再生を細心に警戒した。反革命運動との結びつき、封建的特権の再生を嫌ったわけである。だが、市民革命遂行のために、同職組合を抑圧しなければならない、という原則は、他面において、資本主義的経営に雇われている労働者の団結を阻止するために、巧みに利用された。九一年六月一四日—一七日法、いわゆるシャプリエ法は、まさにそれであった。」(同書二二頁)と分析され、詳しく説明された後、「同法が、階級的立法であることは明らかになった」(同書四三頁)と、性

格規定をされている。

私は、恒藤教授の右の如き問題意識は、基本的には、市民革命期をどのように把握し、革命期の国家制定法をいかなる性格のものとして考えるか、という問題に帰着すると考える。私は、市民革命期を原始的蓄積の最終的かつ本格的过程の出発点を画する時期としてとらえるべきであり、革命期に新たに制定される国家制定法については、それが、経済外的強制の重要な一環として、その後の資本蓄積を促進させるべく機能する歴史的必然性を持ったものであると、一般的には性格づけられるのではないかと考えている。右の問題視角からすれば、研究の目的は、単に法の本質的性格を明らかにすることのみではなく、いかなる形態をとって現われてくるものであるか、を明らかにすることに主としてむけられなければならないであろう。

初期ブルジョア国家は、団結の問題を、「営業の自由(営業と勤労の自由)」―職業選択の自由、の問題として扱った。団結の禁止は営業の自由の要求と密接不可分の関係として現われた。従って、否定さるべき経済組織としてのコルポラシオン(同業組合)制度および団結体としてのコンパニオナージュ(仲間職人制度)が「営業の自由」との関係で、歴史的、経済的にどのような性格のものであったのか、を分析した上で、「営業の自由」に関する諸制定法との密接な関係のもとに、その一環としてル・シャプリエ法を位置づけ、その歴史的な性格を明らかにするという視角が必要とされるであろう。

本論文は、右の視角から、ル・シャプリエ法を対象とされているコルポラシオンおよびコンパニオナージュの両者を、一八世紀の産業(経済)構造と経済思想の変化の中で特にその経済的機能に注目して分析した上で、アンシアン・

レジーム末期のテュルゴ勅令（一七七六年二月）、ダラルド法（一七九一年三月）およびル・シャプリエ法（一七九一年六月）の三者の密接な歴史的・論理的関連に特に焦点を合わせ考察を加えるとともに、市民革命によって新たに国民主権論と不可分の一体をなす基本的原理として登場する中間団体（*corps intermédiaires*）否認論について若干の分析を行なう、という方法をとっている。市民革命の前後に続いて現われたテュルゴ勅令、ダラルド法、ル・シャプリエ法を、有機的関連を持った一体をなすものとしていわば捉えなおすことが、資本主義社会における団結の問題を考える出発点として、重要であろうと考えるからである。

一 同業組合（corporations）制度と一八世紀後半の産業構造

（一） コルポラシオン（同業組合）の構成と機能

corporation という名称は、一八世紀中頃イギリスから輸入されたもので、テュルゴの使用したのが最初であったようである。フランス・レジーム下では *métier*（手職）*corps de métier*（手職団体）*communauté de métier*（手職同業体）*communauté d'arts et métiers*（手工業同業体）*maîtrise*（親方身分）*jurande*（宣誓組合）等とよばれた。コルポラシオンは、「職業の行使のためにその構成員を集団的規律に服さしめる半公法的団体」と定義される⁽¹⁾。絶対王制下の営業制度（*régime du commerce et de l'industrie*）においては、職業団体は「規制職（*métier réglé*）」——時に自由職（*métier libre*）とよみばれる——、「宣誓職（*métier juré*）」および特権職（*métier privilégié*）の三種に分け

られていた。

métier réglé は、加入資格要件が要求されず、人数の制限もない点で自由なものである。徒弟制度も義務づけられてはいなかったが、実際には広く行なわれていた。市町村の警察の監督をうけ、その規約は市町村の規則によって定められる。親方の中から検査役が市町村によって任命され規約の適用を監視し、違反のある場合は違警罪裁判所にもちこまれる。親方たちは、しばしば、信徒会 (*confrérie*) とよばれる宗教的・慈善的組織を作ったが、仲間職人層はしめ出され、実態は、親方たちの排他的利害をまもるための組織であった。*métier réglé* は、市町村の勢力の強い北部の都市に多くみられた。⁽¹¹⁾

métier privilégié は、国王によって特権を与えられたもので、王立マニファクトゥールがその主体である。

もっとも一般的な形態が *métier juré* であって、これが狭義の同業組合^{コルポラシオン}である。*métier juré* に入るためには、規約に定められた要件をみたし、同業体の承認を必要とする。徒弟期間が定められ、親方身分を取得するためには主作品 (*chef d'œuvre*) を制作し、加入税 (*droit d'entrée*) を払わなければならない。この税は同業組合の収入となる。親方になる際、その職の慣習と規則をまもる誓いをたてることから、*métier juré* とか *jurande* という名称が生まれた。⁽¹²⁾

同業組合の内部関係は、親方 (*maître*)、仲間職人 (*compagnon*)、徒弟 (*apprenti*) の三つの層によって構成される。徒弟 (*apprenti*)——徒弟期間は、通常四年から八年であった。徒弟の数は、規約によって、親方一人につき一人または二人に制限されていた。一八世紀になると、徒弟は、同業組合の規約および徒弟契約に定められた保護条件を

全く保証されなくなる。親方たちは、彼らを家内使用人として扱い、過重な労働をさせた。^(四)親方身分取得前に生まれた場合を除き、親方の息子は徒弟期間を免除された。^(五)

仲間職人 (compagnon) —— 仲間職人になるためには、徒弟期間を終え、加入税 (droit d'entree) を払わなければならない。仲間職人は、親方と雇用契約 —— しばしば口頭でなされる —— を結ぶ。製作中の仕事は必ず完成せねばならず、一五日前に離職の予告をしなければ、親方のもとを去ることができない。親方たちは、仲間職人の雇い入れにかんして強力な統制を行ない、独占を図る。他の親方の仲間職人をひきぬくことは禁止される。仲間職人が自己の計算で仕事をすることは禁じられ、「部屋住み」(chambretan) と呼ばれる自宅で仕事をする職人は、同業組合によって厳しく取り締まられる。^(六)

親方 (maître) —— 親方身分の世襲化、親方身分取得に莫大な出費を要することのため、一八世紀には、仲間職人が親方になることは極度に困難になり、同業組合は閉鎖的カスト化してしまっていた。親方の息子には、他の徒弟や仲間職人よりも短期の徒弟期間、より容易な主作品、より低額の加入税が規約上課せられるのが一般であった。新規に親方になると、親方たちに贈物をしたり、大宴会をひらいて御馳走をしなければならぬ慣習もある。実際に営業を行なわぬ者に親方身分の取得を許す親方身分の名板貸 (pré-nom) も行なわれ、親方の未亡人も親方の名義をひきつづぐことができた。^(七)このような弊害をもたらした最大の要因は、後に述べるように、王権が同業組合を財政収入の手段としたことにある。^(八)

同業組合は、^{ユルゴラシオン}一四世紀以来、總會で定める規約 (statut) を持つ。この規約は国王の公開状 (lettres patentes) によ

つて承認されることを必要とする。親方のみによって選出された *garde*、または *juré* と呼ばれる任期一年の取締り、および公権力が規約の遵守を監視する。この取締りは、仕事場や店舗を不意に訪れ、不良品を没収し、規約に違反する者を違警罪裁判所に訴える。彼らは同業組合の内部関係を取り締まり、製造過程を監督し、製品の品質、量目、道具を検査するほか、財政、運営にかんしても実権を有していた。^(九)

かくして、コルポラシオンは、競争を排除し、親方たちの集団の特権・独占を維持することを目的とした親方たちの集団である。親方たちの間での競争を規制し、消費者の保護を計るために公権力が介入する。コルポラシオンは半公法的集団である。公権力の承認なしにはコルポラシオンは存在できず、取締りの権限も公権力によりサンクシオンされる。コルポラシオンは一定の営業または生産を独占しており、自由競争は存在しない。各々の同業組合、各々の都市について、仕事場および店舗の数は規制されている。製造および販売条件は規制され、価格についても公定価格が設定されていた。品質規制のほか、過剰生産、競争および失業を避けるために量的規制も行なわれ、労働者の数、および労働時間、労働日数等の労働条件は制限されていた。また、都市の市場をまもるために入市税を取りたてることも行なう。その結果、経済的、社会的安定を破るおそれのある技術の進歩に対する敵意が支配し、技術と経済の沈滞が生じた。^(一〇)

コルポラシオンは、すぐれて都市の制度である。すなわち、地方的または地域的独占であって、全国的独占ではない。地域的市場 (*marché local*) を支配するコルポラシオンにおいては、独立職人制 (*artisanat indépendant*) が支配的であり、親方は数名の仲間職人と家庭的仕事場で地域的顧客のために働いていた。古典的形態のコルポラシオンで

ある。広域市場 (marchés lointains) を支配するコルポラシオンにおいては、従属的職人制 (artisanat dépendant) が採られ、親方は、前者の場合と同様の技術的条件で働くが、社会的、経済的には、生産の支配者は、商人 (marchand) ・卸商 (négociant) ・製造業者 (fabricant) であって、彼らのみが遠隔地市場に達することのできる商業組織を運営することができた。親方はもはや卸商に従属する職人 (façonnier) にしかすぎなくなる。この形態は、織物業の都市では一般的であって、商業資本主義発展の枠組を成していた。⁽¹¹⁾

ところで、宣誓職 (métier juré) は、一四世紀から一六世紀にかけて非常に発展した。この発展は自生的なものであった。一五世紀以来、王権は、コルポラシオンを創設し、その特権を承認する権利を確立した。一五八一年二月の勅令と一五九七年四月の勅令は、手職に従事する者すべてを宣誓職に加入させること、および、宣誓職の存在しない都市に宣誓職を設立することを命じて、この自発的傾向を更に促進させるとともに、新たな要素を導入した。二つの勅令は、営業と勤労の福祉を援用すると同時に、国王の財政を助けるために新たに税を課すことを定めている。この二つの勅令は実効性を持たなかったが、同様の試みが、重商主義経済政策の一環としてコルベールによってふたたびなされる。一六七三年三月二三日の勅令は財政目的をあらさまに述べるとともに、対象をすでにコルポラシオンの存在している都市に限っている。その後、コルポラシオンは一八世紀に至るまでますます発達する。⁽¹²⁾ 王権は、またコルポラシオンの数々の弊害を緩和しようとするが、この財政収入の手段とする⁽¹³⁾ ことによって、かえって弊害を助長する結果となる。特に、親方身分取得を容易にするため、王権は、親方身分特許状 (lettres de maîtrise) を創設するが、これを財政収入の手段として多発する。王権はこの特許状を、しばしば一括して、収税請負人や同業組合自身

に売りつける。同業組合はこの特許状をそのまま保有して親方の数をふやさず、親方たちの特権と独占を維持しようとする。この事実上の強制借入れである親方身分特許状を買い戻すため、同業組合は借金をすることになる。王権はさらに、同業組合に対しさまざまな役職をつくり、その職株 (offices) の買戻し (rachat) を命ずる。同業組合はそれらの職株を買い戻すために借金をしなければならぬ。それらの借入れ金の利子を捻出するために、加入税が引き上げられ、仲間職人にとって親方身分はますます手の届かぬものとなる。王権はまた、同業組合が、営業規制をより強化し、競争防止のため独占をより強めることを目的として改革や規約の改訂を要求することをかえって喜んだ。その際税を取り立てることができるからである。コルポラシオン相互の間の争いもますます激しくなり、訴訟の費用は莫大な負担となった。借金の利子を支払うためにまた借金を重ねなければならなかった。一八世紀中頃には、こうして、コルポラシオンの財政は全く破綻してしまっていた。

このような事態を前にして、一七五〇年以降、多くの改革案が出されてくる。「営業の自由」(liberté du commerce et de l'industrie)、^(一四) 営業と労働の自由を標榜する重農主義経済思想が支配的となる。一七七六年二月のテュルゴの改革案はその中でも、もっともラジカルなものであった。

(二) コンパニオナーージュ (compagnonnages・仲間職人制度)

コルポラシオンが親方たちの集団的特権を維持するための親方たちの排他的独占組織であり、国家権力と癒着した半公法的制度であったのに対し、仲間職人の組織であるコンパニオナーージュの経済的機能は、労働力販売の独占であ

る。アンシアン・レジーム時代を通じて、コンパニオナージュは非法的存在であった。コンパニオナージュは、親方たちの独占を妨げるものとして、公権力と結びついたコルポラシオンの親方層によって、厳しく弾圧され続けたのである。

親方の信徒会 (conférence)^(一五) から排除された仲間職人は、別に自分たちの信徒会、すなわち互助組織を作った。仲間職人はまた特に、「フランス遍歴」(Tour de France) の諸手職に限られる組織であるコンパニオナージュを作った。なかば秘密の組織であり、その内部では神秘的儀式の盛んに行なわれたこの仲間職人制度は一八世紀後半には全王国に広がった。〈Les enfants de maître Jacques ou dévotants (=compagnons du devoir)〉 〈Les enfants de Maître Soubise, dits les bons drilles〉 〈Les enfants de Salomon, divisés en loups et en gavois〉 の三つが代表的なものであった。これらの組織の間にはしばしば流血にまで至る争いが絶えなかつた。^(一六) コンパニオナージュは、その構成員に有利な条件で職をあっせんすることを目的とし、そのことによつて雇用の増大を防ぎ、賃金の低下を防ごうとした。コンパニオナージュは一六世紀以前には存在せず、その出現の時期は、仲間職人の生活条件が悪化し、彼らの利害が親方の利害と対立しはじめる時期と一致している。^(一七)

一八世紀に至るまで、コンパニオナージュ以外に就職あっせん (Placement) 制度は存在しなかつた。集合し、会合をもつことを禁じられていたにもかかわらず、しばしば大目に見られていたのはそれ故にである。各都市には、数個のコンパニオナージュがそれぞれ 〈rouleur〉 と呼ばれる世話人を配置していた。〈rouleur〉 は、雇い先の名簿 〈rouleau, rôle〉 を保持しており、その地の雇入れは彼が独占していた。都市にやってきた仲間職人は、まず 〈rouleur〉

のもとにおもむく。彼がそのコンパニオナージュに属さない者であれば、立退きを要求される。そのコンパニオナージュの加入者のみが便宜を与えられる。仲間職人の名前が登録され、〈role〉に記載された職があつせんされる。仲間職人は〈Tour de France〉の慣行により、都市から都市へ遍歴していた。〈rouleur〉は、ほとんどの場合、はたご屋の主人であり〈père〉と呼ばれた。職の定まるまでの間、はたご屋の〈mère〉が仲間職人の世話をした。その都市で仕事の見つかからない場合は、仲間職人は、コンパニオナージュから旅費を支給されて、旅を続けた。コンパニオナージュは、雇入れを制限し、雇用条件を強力に統制した。^(一八)

仲間職人制度は、また、加入税 (droit d'entrée)、拠出金、罰金をその収入源とし、それによって互助制度 (病気、死亡の際等) を運営した。コンパニオナージュは、コンパニオナージュに属する者以外の者を雇い入れないように親方と職人の双方に対し圧力をかけ、〈placement〉を独占しようと努めると同時に、仲間職人の労働条件をまもるために親方に対して抵抗し、しばしばストライキ (grève) に訴えた。ストライキの数は一八世紀には激増した。

一八世紀になると親方たちは反撃にでる。これまで雇入れを〈rouleurs〉にゆだねてきた親方たちは、この〈placement〉をコンパニオナージュの手からとりあげコルポラシオンの手中に確保しようとし、同業組合の中に、〈placement〉を専門に司る役員 *juré* が設置される。しかし、この分野におけるコンパニオナージュの優位はあきらかであった。コルポラシオンの独占範囲は都市に限られていたのに対し、コンパニオナージュは全国的独占組織であり、全国に多数の下部組織を有していたからである。^(一九)

コンパニオナージュが親方に対しての抵抗組織としてばかりでなく、しばしば公権力に対しての抵抗組織としての

性格もおびてくることから、コンパニオナージュは親方からも公権力からも禁庄される。一八世紀になると、王権はコンパニオナージュを解体しようとするが、やがてあきらめてしまう。コンパニオナージュを解散させても、いつか再建されてしまうからである。親方たちの仲間職人をコンパニオナージュからひき離そうとする努力も、同様に、全く効果がない。それにもかかわらず、コルボラシオンと癒着した公権力は干渉しつづける。一七四〇年と一七七八年、Provence のバルルマンはマルセイユの諸コンパニオナージュの解散を命じる。これも効果がない。一七四九年一月二日の公開状 (lettres patentes) の場合は有名である。「製造業とマニファクチュールの労働者たちが一種の団体をつくり、集会をもち、親方たちとの合意により、または親方たちから労働者を奪うことによって、彼らの親方たちに対して法律を課し、親方たちがその気に入る者を雇うことを妨げている」と、その前文は述べている。その第三条によれば、「仲間職人および労働者はすべて、信徒会または他の口実で団体として集合すること、〔および〕親方たちにお互いを雇わせまたは〔親方たちのもとから〕立ち退かせるために互いに密かに策動する (cabaler) こと、および、いかなる方法によるのであれ、当該親方たち自身がその労働者を選択することを妨げること、を (同様に) 禁止される。」親方のもとを離職通告書 (congé écrit) なしに去ることも禁じられる。違反した場合は身体拘束および一〇〇リィヴルの罰金に処せられる。親方たちが自身の手(10)に〈placement〉を独占しようと努めていたまさにその時に、この公開状が出されていることは注目に値する。一七七六年二月のテュルゴ勅令は、親方たちのコルボラシオンを廃止すると同時に仲間職人の結社を全面的に禁止した上、仲間職人の組織に対するすべての警察規制を保持している。一七七六年八月の勅令は、同業組合制度を復活させたが、職人層に対する弾庄立法は維持されている。特にその

第四〇条では、離職証明書が義務づけられ、親方は、離職する仲間職人の行動および仕事ぶりについての意見を記載せねばならず、離職証明書を持たぬ職人を雇うことを禁ぜられ、違反した場合は罰金に処せられる。最後に、一七八一年九月一二日の公開状によつて、同様の禁止が更新される。特に、この時、一種の身分証明書である労働手帳 (livret) の制度が創設され、それに離職証明を記載することが義務づけられたことが注目される。労働者は、やりかけの仕事を終え、負債を弁済し、八日前に退職予告を行なつた後でなければ離職証明を得ることができない。^{(二)(三)(四)}

他方、一八世紀後半に激増するストライキ (greve) は、反乱とみなされ、厳しく弾圧される。これらのグレイブの原因は、〈 Placement 〉の独占をめぐるもの、極端に長い労働時間等もあるが、その主要なものは、賃金をめぐる争いであつた。同業組合は、王権と結びつくことによつて独占を強め、また、そうすることによつて破産してしまつていた。賃金問題は、だから、親方層にとつて死活問題であつた。賃上げのための仲間職人のコアリシオンが、暴動・反乱として禁圧されたのはそのためである。これらのグレイブのほとんどは、一コルポラシオンまたは一都市にその範囲が限られていたため、鎮圧されてしまう。親方層の内部統制も厳しく、職人たちの要求を承諾した親方は脅迫された。^{(二)(三)} アンシアン・レジーム末期のコンパニオナージュをめぐるこのような状態は、ル・シャプリエ法の制定過程およびル・シャプリエ法の評価を考へる場合、重視されなければならないであろう。

(三) 農村マニファクチュールの発達と卸商 (negociant) による職人層の支配・および、重農主義経済思想

一八世紀に著しい繊維工業を中心とする農村工業の発達の主たる原因は、農村の相対的過剰人口による安価な労働

力・低賃金（女子紡ぎ工については四スウから五スウ、織工については八スウから一〇スウ）、および、農村においてはコルボラシオン規制が存在しなかったこと、^(二四)に於ては、農村においては、^{コルボラシオン}同業組合をつくらなければ生産活動を行なえないという制約は全くなかったのである。同業組合は、^{コルボラシオン}すぐれて都市の制度であった。農村における営業の自由を確立したといわれる一七六二年の勅令も、既成事実を承認したにすぎないとされている。^(二五)

農村繊維工業は二つの型に分かれる。第一のタイプは、*Bretagne* や *Bas-Maine* の如く、比較的農業生産性が低く、都市も経済活動が活発でない地方に見られる。このような地方では、農村繊維工業が都市の手工業と競合するとは全くない。商人 (*marchand*) はもっぱら商業活動に従事し、生産を支配しない。原材料は農民が現地で生産したものであり、商人によっては供給されない。*marchand* は、せいぜい晒し工程および仕上げ工程をうけもつだけである。このタイプの *marchand* は産業資本家にはならない。これらの地方は、一八世紀の終りから一九世紀には、工業の勃興からとり残されて全くの農村地帯になってしまう。第二のタイプは、*Flandre, Picardie, Haute-Normandie* の如く、農業生産性が高く、都市の手工業が周辺の農村地帯に展開している地方にみられるものである。これらパリ周辺および北フランス一帯の地方では、大借地農 (*grand fermier*) 経営が発達しており、農民層の分解が著しく、零細土地保有農民と農業日雇い層とが事実上の農業プロレタリアートを形成しつつあった。^(二六) これらの地方では、通常、分散マニファクチュール (*manufacture dispersée*) の形態がとられ、事実上の産業資本家である卸商 (*négociant*) ・卸商製造業者 (*négociant-fabricant*) が原材料および、しばしば織機等の生産用具を提供し工賃を支払った。この *négociant* の下に編成された生産者は、わずかの生産用具や農地を所有するとしても、事実上の賃労働者に近づいて

いた。その結果、同種の手職に従事する都市の職人層や親方層は没落して行つた^(二七二八)。リヨンの如く、都市において織維工業が発達した場合は、この親方層の没落はもつとはやくから現われている。すでに一七世紀の中頃には、親方 \parallel 商人 (maître-marchand) と親方 \parallel 労働者 (maître-ouvrier) の区別がなされており^(二九)、一八世紀の中頃には、親方 \parallel 労働者はもはや単なる賃労働者と変りなくなつて^(三〇)いる。

特権大マニユファクチュールの存在および工場制手工業の出現、資本、労働力の集中と分業が発達してくるにもかかわらず、アンシアン・レژیーム末期の支配的な産業形態は、都市の同業組合による手工業が占めていた。フランス革命当時の理想像は、自由に生産し交換する独立自営の生産者（農民および職人層）であつた。

一八世紀のこのような産業構造の変化に対応するものが、重農主義経済思想であつた。ケネー (Quesnay) は、北フランスにおける大借地農経営の展開に注目し、農業資本の再生産と蓄積を保証するためには商品生産および流通の完全な自由こそが必要であると唱え、従来の重商主義的諸規制を排撃した。しかし、グウルネー (Gournay) およびテュルゴ (Turgot) になると、農業のみが富の唯一の源泉ではなく、他の経済的諸形態もまた富を作りだすと考えられるようになる。グウルネーは、同業組合制度、産業規制、諸特権と独占が生産と消費の大きな障害となつており、これらの障害をとり除き、営業の自由 (*liberté du commerce et de l'industrie*) を確立しなければならぬと主張する。グウルネーは一七五一年 *intendant du Commerce* になり、同業組合^(三十一)の廃止および産業規制の撤廃のための猛烈な宣伝を行なう。“*Laissez faire, laissez passer*” という有名なことばは、このグウルネーの案出したものであ

るが、laissez faire は、すべての形態における生産の自由を意味し、laissez passer は、商品流通の自由と国際的および国内的取引の自由を意味するものであった。⁽ⁱⁱⁱ⁾一七六〇年以降、この重農主義経済思想は急速に普及して行く。フランス革命当時の憲法制定議会はこの重農主義経済思想の圧倒的影響下にあったのである。⁽ⁱⁱⁱ⁾

このようにして、一八世紀後半になると、産業規制は、事実上、弱められて行く。農村における営業の自由を定めた一七六二年の勅令に続き、一七七六年二月のテュルゴ勅令は同業組合を廃止する。一七七六年八月の勅令(Édit de Chigny)で同業組合は復活するが、規制は若干弱められる。ネケール(Necker)のイニシアティブによる一七七九年五月五日の公開状(Édit de Marty)は、従来の公開状の定める規制を文字通りに適用することはもはや不可能であると述べ、緩和措置をとっている。一七八〇年六月四日の公開状によっても一定の規制緩和が行なわれる。このようにして、革命前夜には、実質的には産業規制は実効性のないものになっていた。⁽ⁱⁱⁱⁱ⁾

- (i) Albert Soboul, "La France à la veille de la Révolution", Société d'Édition d'Enseignement Supérieur, 1966, p. 19.
- (ii) Fr. Olivier-Martin, "Histoire du Droit français des origines à la Révolution", Editions Donat, 1951, p. 619.
- (iii) Olivier-Martin, op. cit., p. 620.
- (iv) Henri Sée, "La France économique et sociale au XVIII^e siècle", Librairie Armand Colin, 1^{re} édition 1925, pp. 101 et 102.
- (v) Marcel Marion, "Dictionnaire des Institutions de la France aux XVII^e et XVIII^e siècles", Editions A. & J. Picard & C^{ie}, 1968, p. 22, <Apprenti, apprentissage>.

- (K) Sée, op. cit., pp. 102 et 103.
- (J) Sée, op. cit., p. 103; Olivier-Martin, op. cit., pp. 627 et 628.
- (L) Olivier-Martin, op. cit., pp. 628 et 629.
- (M) Olivier-Martin, op. cit., p. 620; Sée, op. cit., pp. 103 et 104.
- (N) Soboul, op. cit., pp. 19 et s.
- (O) Soboul, op. cit., pp. 20 et 21.
- (P) Olivier-Martin, op. cit., p. 621.
- (Q) cf. Olivier-Martin, op. cit., p. 628.
- (R) Olivier-Martin, op. cit., pp. 628 et s.; Sée, op. cit., pp. 107 et s.
- (S) confréries とは corporations と混同されるが、それは誤りである。ひとりの信徒会が数個の同業組合の構成員を包含するが、ひとりの同業組合の構成員が数個の信徒会に属することもある。宗教的性格と互助組織としての性格をあらわす。Marion, op. cit., p. 129 <confréries>.
- (T) Soboul, op. cit., p. 144.
- (U) Paul Durand et R. Jausaud, "Traité de Droit du Travail", Librairie Dalloz, 1947, t. Ier, p. 53.
- (V) E. Dolléans et Dehove, "Histoire du Travail en France", Edition Domat, 1953, p. 101; Durand et Jausaud, op. cit., p. 53.
- (W) Dolléans et Dehove, op. cit., p. 103.
- (X) Dolléans et Dehove, op. cit., p. 104.

- (一一) Soboul, op. cit., pp. 145 et 146.
- (一二) 二年後、政府はこの禁止政策を事実上放棄してゐる。cf. Dolléans et Dehove, op. cit., p. 104.
- (一三) Séé, op. cit., pp. 148 et 149.
- (一四) Soboul, op. cit., p. 22.
- (一五) Séé, op. cit., pp. 131 et 132.
- (一六) この富裕な大借地農—農村ブルジョワジーが、のちに述べる重農主義運動の現実の基盤であつた。
- (一七) Troyes の親方および仲間職人の陳情書(後出、第三章)参照。
- (一八) Séé, op. cit., p. 132.
- (一九) 一六六七年の règlement. Séé, op. cit., p. 133.
- (二〇) 一七四四年の règlement. Séé, op. cit., p. 133.
- (二一) Soboul, op. cit., p. 24.
- (二二) Dolléans et Dehove, op. cit., p. 112.
- (二三) Séé, op. cit., p. 131.

二 「テュルゴ勅令」——營業「および」手工業の宣誓組合および

同業体の廃止にかんする勅令・一七七六年二月——

ケネーおよびグルルネーの影響を深くうけたテュルゴ——すでに一七六一年以来リモオジュの地方総監として精力

的に諸改革を行ない成功していた——が、一七七四年八月、財務総監に任命され、次々に重大な改革を行なった。一七七四年九月の王国内の穀物通商の自由と輸入の自由の布告につづいて、彼は、一七七六年二月、賦役の廃止、コルポラシオンの廃止等六項目にわたる勅令を布告し、それぞれの前文に詳細な説明を付した。ここで問題とするのは、コルポラシオンの廃止にかんする勅令、特にその前文である。^(二)重農主義エコノミストとしての彼の考え方が良く現われているものである。

彼は、冒頭でまず、^{トウツアフェ、アンデネストリ}労働と勤勞以外の生活手段を持たない者の保護を強調する。「われわれは、わが臣民のすべてに対し、彼らにその諸権利の完全かつ全面的な享受を保障する義務を負う。その労働とその勤勞以外の所有を持たないが故に、生存するために有するこの唯一の資源「労働と勤勞」をその全面にわたって使用する必要と権利をいっそう多く有している人びと、この階級の人びとに対して、われわれは、とくに、この保護の義務を負う。」すなわち、労働と勤勞に対する規制を緩めろというわけである。第二に、コルポラシオンによる規制がこの「自然の共通の権利」を侵害してきたと言う。「わが王国のほとんどすべての都市において、さまざまな手工業の行使は、同業体に結集した少数の親方の手に集中されている。彼らのみが、他のすべての市民を排除して、彼らがその排他的特権を有する個別的營業の物品を製造しまたは販売することができる。その結果、わが臣民のうち、好みによりまたは必要により、手工業に従事することをこころざす者は、親方身分を獲得するでなければそれを達成できない。」第三に、コルポラシオン規制のあるため労働力の国外流出がおこっている、と言う。第四に、労働者選択の自由が奪われ、競争による利益が奪われている、と強調する。「すべての階級の市民は、彼らが雇傭しようとする労働者を選択する権

利を奪われ、労働の廉価と熟練をもとめる競争が彼らに与える利益を奪われている。」そして、コルポラシオンのもたらす効果は、「実質的な独占の効果と全く類似している」とし、同業体の規約の制定は、独占の精神 (*esprit de monopole*) によって支配されている、と断定している。その他、コルポラシオン規制の実態とそのままたらす弊害、国家が財政収入の対象として同業体を扱ってきたことへの批判が詳細に述べられているが、この点についてはこれまでの叙述にゆずる。ただ、国家の財政上の手段とする考え方について、「この誤った判断は、若干の人びとにとっては、労働する権利は、国王に属する権利 (*droit royal*) であり、君主が売却することができ、臣民が買わねばならないものである、と主張するまでに達した」と述べている点が注目される。

後のル・シャプリエ法と直接関係する点としては、「悪の根源は、同一の手仕事の職人に認められた、集合し、一つの団体として結合する権能それ自体にある」という考え方を述べている。これが単に親方の組織としての同業組合のみならず、仲間職人制度の廃止をも意図していたものと解することができることについては後に述べる。

ではエコノミスト・テュルゴは労働につきどのような考え方をしていたのであろうか。前文の中で彼は言う。「神は人間に欲求を与え、人間にとって労働による収入を必然のものとすることによって、労働する権利を、すべての人間の所有権 (*propriété*) とした。そして、この所有権は、すべての所有権の中で第一の、そしてもっとも神聖で、もっとも不滅のものである。」そして言う。「営業のなりゆきをよく知っている者はまた、交易 (*trafic*) または工業のすべての重要な事業が二種類の人間の協力を必要とすることを知っている。「すなわち、」各営業に必要な原材料〔および〕器具の前払いをする事業者と定められた賃金を受けて前者の計算で労働する単なる労働者〔である〕。このよ

うなものが、事業者または親方と労働者または仲間職人との間の区別の眞の起源である。それは事物の本性に基づいているのであって、宣誓組合の恣意的制度によるのではない。^(三)裏を返せば、親方と労働者とのこのような関係は、コルポラシオン制度を廃止しても保障されなければならないのである。そして、「営業がもつとも自由である場所においては、すべての種類の商品および労働者の数は、つねに限定され、必要、すなわち消費と必ずつりあっている。」と主張する。すなわち、同業組合を廃止し「営業の自由」が保障されれば、経済的な需要と供給はすべて均衡すると言うのである。フィジオクラートの経済思想の主張がよく示されている箇所である。

以上分析した前文に続くテュルゴ勅令第一条において、営業の自由およびコルポラシオンの廃止が定められている。「いかなる資格および身分にあつても、すべての外国人についても、また外国人がわれわれから帰化特許状を得していない場合であつても、すべてのの人にとつて、わが全王国において、またとくにわがよきパリ市において、自由によるの良いと思われる種類の営業 (commerce) および手工業 (arts et métiers) の職業に就き、かつ、従事すること〔ができ、〕数個の職業を兼業することもできる。そのために、われわれは、商人および職人のすべての同業団体 (corps et communautés) および親方身分および宣誓組合 (maîtrises et jurandes) を消滅させ、かつ、廃止したのであり、また消滅させ、かつ、廃止する。当該同業団体に与えられたすべての特権 (privileges)、規約 (statuts) および規則 (règlements) は、廃止される。いかなる理由および口実によるのであつても、それら〔の特権、規約および規則〕を理由として、わが臣民のだれをも、その営業およびその職業の従事において妨げることができない。」また第四條は、「当該同業団体の親方、仲間職人、労働者および徒弟はすべて、それらの者の間でいかなる口実によるのであ

つても、なんらかの結社または集会をおこなうことを（同様に）禁止される。その結果、われわれは、同業団体の親方および手工業の仲間職人および労働者によって結成されたことのあるすべての信徒会を、それが当該同業団体の規約によって、または他のすべての個別的証書によって、またわれわれおよびわれわれの先代者の特許状によって創立されたものであっても、消滅させ、かつ、廃止したのであり、「また」消滅させ、廃止する。」と定めている。これは、先に述べた「悪の根源は、同一の手仕事の職人に認められた、集合し、一つの団体として結合する権能それ自体にある」とする考え方から、親方の独占体である同業組合の廃止のみならず、仲間職人の労働力独占体としての仲間職人^{コンビニエ}制度^{ナリエ}および労働者の互助組織まで含めて一挙に廃止する意図を示したものと解することができる。このことは、フィジョクラート、テュルゴの労働観とあいまって、後出の一七九一年三月法とル・シャプリエ法との関係、ル・シャプリエ法の出でくる必然性を考える上で重要な意味を持っているのである。

以上を要約すると、テュルゴ勅令は、第一に営業の自由——職業選択の自由——を定め、第二にコルポラシオンの廃止、第三にコンパニオナージュの廃止を意図したものであった。第三点については、同業組合復活の口実・かくれみのとされることを恐れたため、とされている。^(四)

テュルゴの大改革の企ては、高等法院を中心とする特権階級の激しい反対にあり、テュルゴは同年五月には財務総監を辞職せざるを得なくなり、一七七六年八月には、二月勅令を廃止する勅令が出され、親方身分取得税の五〇%引き下げ、同業団体の整理統合等の若干の改革は行なわれたが、コルポラシオンは復活された。以後、革命まで若干の改革が試みられるがすべて実効を持たず、営業の自由とコルポラシオン廃止の問題は、一七九一年三月法（ダラルド

法)まで持ちこたれた。(五)

(一) Edit portant suppression des jurandes et communautés de commerce, arts et métiers, 原典 Isambert, t. 23, pp. 370 et s.

(二) Turgot について、津田内匠訳「チュルゴ経済学著作集」(一橋大学経済学著作集12)岩波書店、「Turgot」, collection des grands économistes, Dalloz, 1947; Edgar Faure, “La Disgrâce de Turgot”, Gallimard, 1961 等がある。

(三) テュルゴの経済思想については、彼の「富の形成と分配にかんする諸考察」(一七六六年十一月)に詳しい。原典は前掲書、邦訳は津田訳、前掲書参照。彼は、この Réflexions sur la formation et la distribution des richesses の中で次の如く述べている。

「第六一節——工業被雇用階級の事業者、資本家と単なる労働者への細分。

社会の種々の必要に応じて非常に様々な工業製品を供給することに従事する階級全体は、従って、いわば二つの階層に細分される。「すなわち、」マニユファクチュア事業者、製造業親方、大資本の所有者であって、前払いの手段で労働させることによってそれを利用する層、および、自分の腕以外の財産を持たず、みずからの日々の労働を前払いするのみで、その賃金以外の利潤を得ない単なる職人によって構成される層とである。」

「第六節——労働者の賃金は労働者間の競争によってその生活必要費に限定される。労働者はその生活費をかせぐのみである。

自分の腕と勤労とを有するにすぎない単なる労働者は、せいぜい他人にその労力を売る以外の何物も持たない。彼はその労力を高くあるいは安く売るが、この価格の高い安いは彼ひとりに依るものではない。「すなわち」それは、彼が彼の労

働に対して支払う者となす同意から生ずるものである。後者は彼に出来るだけ安く支払う。その者は、多数の労働者の中から選ぶことができるので、最も安く働く者を選ぶ。労働者は、従って、互いに競って価格を下げざるを得ない。労働のすべての分野において、労働者の賃金が労働者にその生活資料を得させるために必要なものに限定されるということが起るはずであり、また実際起っているのである。」

(四) Dolléans et Dehove, "Histoire du Travail en France", éditions Domat, 1953, p. 133; *よむ Maurice Bouvier-Ajam, "Histoire du Travail en France des origines à la Révolution", Librairie générale de droit et de jurisprudence, 1957, pp. 649 et s.

(五) Bouvier-Ajam, op. cit., pp. 659 et s. *よむ Albert Soboul, "La France à la veille de la Révolution", Société d'Édition d'Enseignement Supérieur, 1966, p. 21.

三 一七八九年の陳情書 (Cahiers de doléances) および

一七八九年八月四日夜の封建制廃止決議とコルポラシオン

(一) 陳情書

第三身分によって作成された陳情書のうちで、コルポラシオン同業組合によって作成されたものにかんしては、親方層の意見が優越している。三一の都市において作成された九四三の同業組合の陳情書(そのうち一八五は自由職、一三八は金銀細工師および卸商、六一八は手職団体 *corps de métier* にかんするもの)のうち、四一のみが同業組合の廃止を要求

している。同業組合の廃止に対する反対は、主要都市において特に強かった。主要都市においては競争が激しく、親方たちはそれを望まなかったからである。^(一)バイヤーシュにおいて作成された八一のカイエのうち、三〇はコルポラシオンを擁護しているが、五一は反対している。小都市および農村において作成された陳情書は、大体において、同業組合に敵意を示している。農村工業が同業組合規制から自由であったこともあって、当時多数存在した農村労働者たちが、同業組合が廃止されればより容易に職を得ることができると考えたからである。^(二)仲間職人の作成した陳情書としては、トロワ (Troyes) とマルセイユ (Marseille) の例があるのみであるが、トロワの職人は、彼らの親方たちの意見と同様、卸商のやりかたを非難し、機械の導入と農村工業の拡大に抗議している。^(三)また、パリの城外区のカイエはコルポラシオンに反対の態度を示している。総じて、職人層は同業組合制に反対しているようには見えない。もともと彼らがどのように考えていたかは、職人層の意見が陳情書に現われていないため、不明な点が多い。

仲間職人制度は一般的に攻撃されている。陳情書が親方層の手によって作成されたためである。親方たちは、仲間職人制度を、もっぱら、彼らが賃金を自由に決定することに反対する恒常的コアリシオンとみなしていた。^(四)

(二) 八月四日夜の決議

一七八九年八月四日夜、国民議会(議長はル・シャプリエ)は熱狂のうちに封建制の廃止を決議した。「provinces, principautés, villes, corps et communautés」の特権はすべて、永久に廃止される」とあるところから、かつてはこの決議によって理論的には同業組合は廃止されたのだと解されていた。確かに、当時はそのようにも解釈されてい

た事実がある。カミーユ・デムウラン (Camille Desmoulin) は、「この夜、親方身分および排他的特権は廃止されたのだ。店舗を持ちたい者は誰でも持つがよい。親方石工たち、親方靴職人たち、親方かつら製造職人たちは泣くだろう。しかし、職人たち (garçons) は喜ぶだろう、そして屋根裏部屋には灯がともされるであろう」と記している^(五)。しかし、現在では、マチエ (A. Mathiez) 等の批判的研究によって、同業組合は、^{ユルゴラン}理論的にも、^{ユルゴラン}実際上も、この時廃止されたのではない、とされている^(六)。一七八九年八月一日の décret définitif では、単に、「privileges particuliers des provinces, principautés, pays, villes et communautés d'habitants」と記されているのみで、communautés de métiers という表現を意識的に避けていたのである^(七)。同業組合が正式に廃止されるまでには、約一年半後の一七九一年三月のダラルド法まで待たなければならなかった。

ところで、カイエ等に示されていた親方層と職人層の利害の一致は、時とともに急速に失われていった。親方層は、国有財産を買い、投機を行ない、富んでいったのに対して、職人層は、価値の低落したアッシニア紙幣で支払いをうけ、その生活条件は悪化していった。そして、親方層は^{ユルゴラン}同業組合に対する愛着を次第に失ってゆき、職人層は^{ユルゴラン}仲間職人制度に救済を求め、その法認を要求するようになる^(八)。

- (I) Albert Soboul, "Précis d'Histoire de la Révolution Française", Editions Sociales, 1962, p. 104.
- (II) Jacques Godechot, "Les Institutions de la France sous la Révolution et l'Empire", P.U.F., 1951, pp. 178-179.
- (III) Henri Sée, "La France économique et sociale au XVIII^e siècle", Librairie Armand Colin, 1ère édition 1925, p. 150.
- (IV) Godechot, op. cit., p. 179.

- (五) cf. Albert Soboul, op. cit., p. 157.
- (六) Albert Mathiez, "Les corporations ont-elles été supprimées en principe dans la nuit du 4 août?" in "Annales Historiques de la Révolution Française", 1931, pp. 252 et s.
- (七) cf. Albert Soboul, op. cit., p. 157.
- (八) Godechot, op. cit., p. 181.

四 一七九一年三月二日—一七日の「すべての消費税、すべての親方身分および

宣誓組合の廃止および営業免許状の設定にかんする」デクレ(一)(ダラルド法)

一七八九年八月四日の夜以来、あいまいなまま決定の引き延ばされてきた同業組合の廃止の問題は、一七九一年二月一五日、営業免許税設定法案に組み入れられた形で、公租税委員会報告者ダラルドによって提案された。

ダラルドの同業組合廃止の論拠は、テュルゴのそれをくり返し述べたものであった。(二)「労働する権能は、人間の第一の権利の一つであるが、宣誓組合は、この権利を侵害している。それら「宣誓組合」は、さらに、徒弟期間の長期にわたること、仲間職人制度を隷属させていること、「および」入会の費用の故に弊害アベヒのもととなっている。それら「宣誓組合」は、営業(commerce)を制限することによって、公衆に害をなしている。」そして、彼は、労働者の数は消費の欲求と常に自然的に釣り合っているから失業者の心配はないし、消費者の判断に任せれば生産物の競争と選択が自然的に行なわれるから、同業組合規制によって品質の低下を防ぐ必要はなく、従って、同業組合は廃止されねば

ならず、営業は、新たに設定する営業鑑札の制度による租税以外のすべての束縛から解放されなければならない、と
(三)
言う。

ダラルド法は、営業免許状の設定によって國家の租税収入を確保することに主眼がおかれている。第七条は、「きたる四月一日から、すべての人は、自由に、その良いと思う取り引き (négoce) をおこない、職業〔または〕手工業に従事することができる。ただし、まをもつて営業免許状 (patente) を取得し、のちに定める料率に従つてその対価を支払い、〔現に〕定められ、または定められることのある警察規制に従う義務を負う」と定めている。営業の自由を定めたものである、とされている。また、第一条によれば、「同じ時期（＝きたる四月一日）から、かつら業＝理髮業＝浴場業＝蒸風呂業の職株 (offices)、証券仲買人の職株、その他技芸および営業 (commerce) の監督および仕事についての職株、親方身分の鑑札 (brevets) および「公開」状 (lettres)、親方身分および宣誓組合への受入れについて徴収される諸税、薬剤業組合 (collège de pharmacie) の諸税およびいかなる名称によつてであれすべての職業上の特権は、(同様に) 廃止される。」理論上はこれが同業組合の歴史の終りであつた。^(四) 排他的特権を有する王權と結びついた半公法的存在、親方の独占体としての同業組合は廃止され、営業の自由が宣言された。

テュルゴ勅令の意図したものはダラルド法によつて完全に実現されたのであろうか。コルボラシオンは廃止されたのに何故ル・シャプリエ法が必要とされたのであろうか。

(1) 2-17 mars 1791. Décret portant suppression de tous les droits d'aides, de toutes les maîtrises et jurandes, et établissement de patentes (loi d'Allarde) 原典、Duvergier, collection des lois et décrets, 1791, pp. 230 et s. 444

↳ Archives Parlementaires 1^{re} série, t. XXIII, p. 623 et autres.

(一) Olivier-Martin, "Histoire du Droit Français des origines à la Révolution", p. 679.

(二) Bouvier-Ajam, "Histoire du Travail en France", pp. 701 et s. 及び Martin Saint-Léon, "Histoire des Corporations de Métiers", pp. 553 et s.

(四) マルタン・サンレオンは、その「同業組合の歴史」をダラルド法の記述で終えている。「同業組合の終末はこのようなものであった。約七世紀にわたり国民的労働組織の基礎であった制度を廃止するためには、一租税法律に数行が挿入されることで十分だった。(……)一七九一年、コルボラシオンの時代が終り、個人主義の時代がはじまるうとしていた。」Martin Saint-Léon, op. cit., p. 555.

五 一七九一年六月一四日—一七日の「同一の身分および職業の労働者

および職人の集合にかんする」デクレ(一)(ル・シャプリエ法)

1) loi de circonstance ?

ダラルド法による同業組合の廃止は職人たちにとってどのような状況をつくり出したと思われていたのであるか。すでに一七九〇年八月二一日法によって集会・結社の自由は一般的に保障されていた。労働者はダラルド法によって同業組合の規制から解放され、結社の自由、すなわち仲間職人制度コンヌヤナージュの承認が行なわれたことになると考えたようである。すでに一七八九年八月一八日以来、石工たちが一日の工賃四〇スウの保障をパリ市当局に要求してストライ

キに入っていたし、同年九月四日には、靴職人たちが賃上げを要求して集合した。一七九〇年には、リヨン、マルセ
イユ、カーンにおいて、運河労働者たちが仕事場を放棄する等、賃金の増額、労働日の短縮およびパンの価格の引下
げを要求するストライキが頻発していた。国民議会は、それらを公の秩序を乱す暴動とみなし、武力によって鎮圧す
ることしか考えなかった。戒厳令がくり返し発動された。それらのストライキ行動が反革命勢力によって煽動された
ものではないかと国民議会は恐れた。これらの運動が仲間職人制度（コメニエナシエ）によって行なわれていることから、多くの議員
は、同業組合と同様職人の結社も禁止しなければならないと感じていたようである。（三）

一七九一年春のバリは好景気であり、約一万五千人の革命以来パリに流入してきた失業者を除けば、パリの職人は
完全雇用に近い状態であり、賃率改定を要求する職人層の動きが活発であった。印刷工、蹄鉄工および大工の運動が
盛んであったが、このうち大工職人の要求がル・シャプリエ法制定と直接関連することになる。（四）

一七九一年四月初め、大工職人たちは、大司教館で集会を開く許可をパリ市当局から得て、賃率改定を談合するた
めに事業者たちに集会への出席を要求するが親方たちは拒否する。職人たちは四月一四日から一八日まで親方たちの
出席を待つ。営業が自由になったため、職人たちの中には親方と同様自己の計算で仕事を行なう者も出てきていた
が、それらの新しい親方たちは最低五〇スウの賃金を自己の雇用する職人に支払っていた。職人たちはこの最低賃率
を彼らの規則の基礎として採用することに決め、八ヶ条から成る規則を作成し、これが新規の親方すべてと、旧来か
らの親方の大部分によって承認される。大工職人たちはこの約定をすべての当事者に承認させようとして、市長に対
し、「この件のあつせん人となり、旧親方たちが労働日の価額決定に協力するため労働者たちと共に会合するようう

ながす」よう要請するが、市当局は受けつけない。四月二二日、市議会は決定を行ない、パリ市長バイイの署名したこの見解が四月二九日公示される。職人のコアリシオンは法律違反、公序の破壊、一般的利益に対する侵害であるときめつけられる。法律は独占を維持するコルポラシオンを廃止したのだから、コルポラシオンにかわって他の種類の独占をうちたてようとするコアリシオンを承認することはできない。またすべての市民は権利において平等であるが能力においては異なるのだから、統一賃金を設定し同一の身分の職人に強制することは彼らの真の利益にも反する、というのである。大工職人たちは集会を続ける。四月二六日、市長は国民衛兵に対し、親方大工たちの仕事を監視し職人たちが要求に服させるために実力で親方たちに仕事をさせないことを妨げるよう命令する。四月三〇日、親方大工たちは市当局に代表を送り、職人たちの集会を解散させ、すべての決定、規則等の無効を宣言するよう要求し、市当局が集会の許可を与えたことを非難する。五月四日、市当局はこの要求を容れ、労働者たちに集合することを禁じ、彼らの下した決定を無効、反憲法的、かつ拘束力をもたぬものと宣言する。五月五日、大工職人たちは市当局に請願書を提出し、彼らの結社が廃疾、老齢に備える互助組織であることを述べる。市当局が賃率決定を行なうことはできないと答えられる。五月一日、大司教館が閉鎖され、職人たちは平穩のうちに解散する。親方たちは、五月二二日、今度は国民議事に請願し、労働者の結社に対し立法者が介入するよう要求し、労働者たちがコルポラシオンを作っているとは非難する。大工職人の側も、五月二六日の国民議会对する請願において、コルポラシオンを復活させる意図のないことを釈明する。彼らはまた六月二日、親方たちに反論し、重ねてコルポラシオン結成の意図を否認し、親方たちの方は、毎日集合し、労働者にできるだけ低い賃率を課せようと談合している事実を指摘する。「議会は、

人権を宣言した際、旧親方たちの専制にあれほど長期にわたってほしのままにされてきた最貧困階級に権利の宣言が役立つことを予想していたのは確かなことである」と彼らは主張する。

六月の初めに、蹄鉄工の運動がさらにくわわる。彼らもまた市当局に覚書を提出し、賃上げと市長のあっせんを要求する。六月四日、親方たちが市当局に陳情し、職人たちの行動を非難する。親方たちは、六月七日、国民議会に請願する。大工職人たちの場合と全く同様である。親方蹄鉄工たちは、さらに、事実を反して、パリ全市の職人が集合しようとしており、コアリシオンが全国的に広がるようにしているとさえ主張するに至る。

ル・シャプリエ法は、このような状況下で議会に提出された。以上の事実とル・シャプリエの報告および法律の規定のしかたを比べると、後に述べるように、その対応関係が余りにも明らかであることから、当時の特別の事情による偶然的な立法——*loi de circonstance*——であるという解釈もなされてきた。親方層の階級的利害が直接に反映されているという性格も確かにいちじるしい。内外の反革命勢力から革命権力を防衛するために、職人たちのコアリシオンが反革命暴動へつながることを必要以上に恐れたことも事実であろう。しかし、ル・シャプリエ法成立の歴史的必然性はそれだけでは説明され得ないであろう。

(二) ル・シャプリエ法の成立

一七九一年六月一日、ル・シャプリエは国民議会において同一の身分および職業の市民の集合にかんする憲法委員会の報告を行なった。^(五)「同業組合を廃止している憲法の諸原則に対する違反」によって公の秩序が重大な危険にさ

らされている、と彼は強調する。「多数の者が廃止された同業組合を再建しようと試みている。」技芸・手職の集合は全王国に拡がり、相互に連絡をとっている。その目的は、旧親方たちに労賃の増額を強制し、親方たちのもとで働いている職人たちに、集合において決定された賃率および規則を守らせることにある。

パリ市当局が集合の許可を与えたことは誤りである。「たしかに、すべての市民が集合することは許されるべきであるが、一定の職業の市民が彼らのいわゆる共通の利益のために集合することは許されてはならない。もはや国家の中に同業組合は存在しない。もはや各個人の個別的利益、および全体的利益以外は存在しない。市民に対し中間的利益をふきこみ、同業組合ユルガシオンの精神によって彼ら「市民」を国家 (*chose publique*) から引き離すことは、何人にも許されないのである。」

「大工」職人たちは、集会は疾病、失業に備えることを目的とすると主張しているが、仕事を与え、廢疾者に扶助を与えることは国家の任務である。互助組織は結局特権や親方身分の再生につながるものである。

これらの集合の目的は、賃上げよりむしろひそかに暴動を醸成せんとするところにある。

「それゆえ原則に立ち帰らなければならない。「すなわち、」各労働者について労賃の決定は、個人と個人との、自由な合意によるのであって、労働者は彼を雇う者となした合意を守らなければならない。」

以上がル・シャプリエの報告の要旨である。法案は各条毎に採決に付され、結局無修正で成立する。

その第一条は、「同一の身分および職業の市民のすべての種類の同業組合の廃止はフランス憲法の本源的基础の一つであるから、いかなる口実および形式によるのであっても、それらを事実上再建することは、禁止される」と規定

し、原則的論拠としている。その論理的帰結として第二条は、「同一の身分または職業の市民、事業者、営業中の店舗を有する者、なんらかの技芸の労働者および仲間職人は、集合するとき、議長、書記、総代を互いに任命し、登録簿を保持し、決定または評議をおこない、〔または〕その主張する共同の利益にかんする規則を制定することができない。」と定める。一つの職業の名称による請願も禁止される(第三条)。賃率決定を目的とする一切の評議は、反憲法的、かつ、自由および人権宣言を侵害するものと宣言される(第四条)。以下、公権力による監視義務および罰則の規定がある。

ル・シャプリエの報告を一見すれば、直接には、大工職人のコアリシオンに対処するもので親方層の利益を守るためのものであることは明らかである。また、当時の革命権力の基盤の弱さからして、職人たちのコアリシオンが反革命暴動につながりかねないとする政治的理由もかなり根拠のあるものであると言える。また、主たる理由として挙げているコルポラシオン復活の阻止のためというのは、全くとは言えないまでも、口実にすぎない。国民議会の恐れ^(二七)たのは、同業組合の復活よりもコンパニオナージュの生き残ることであり、反革命宣伝の中心となることであつた。

直接的にはそうであるが、しかし、巨視的に見れば、われわれは、テュルゴ勅令、ダラルド法とル・シャプリエ法、この三者の密接な関連にこそ注目すべきであろう。テュルゴ勅令は、第一に職業選択の自由——営業の自由——、第二に特権団体、独占体としての同業組合の廃止、第三に、同業組合制度と一体のものとしての仲間職人^{コンパニオナーシュ}制度の廃止を意図していた。九一年三月のダラルド法は、第一点と第二点のみを定めたものであり、その点で片手落ちであつた。三点を一括して実現してこそ、フィジオクラートの考えていた「営業と勤労の自由 (liberté du travail et de l'industrie)」

は実現されるものであったからである。早晩この欠陥は埋められなければならないのである。一七九一年春の大工職人のコアリシオンはその絶好のきっかけを提供したものと考えられるのである。コンパニオナージュの経済的機能が就職のあっせんという労働力独占機能であったことからして、当然のことと言えよう。

テュルゴ勅令がコンパニオナージュを禁止したのは、その種の団体を口実としたコルボラシオンの復活を恐れたからであった。ル・シャプリエ法も同様の理由を挙げている。むしろ挙げざるを得なかったと言うほうが正確であろう。人権宣言、憲法を基礎におく限り、正面からコンパニオナージュを禁止することはできないからである。^(八)

しかし、革命の理念は、新たな有力な理由づけを行なうことを可能とした。ル・シャプリエは言う。「もはや国家の中に同業組合は存在しない。もはや各個人の個別的利益、および全体的利益以外は存在しない。市民に対し中間的利益をふきこみ、同業組合の精神によって彼ら「市民」を国家(chose publique)から引き離すことは、何人にも許されないのである。」すなわち、中間団体(corps intermédiaires)否認の理念がそれである。

なお、ル・シャプリエ法は、一七九一年七月二〇日、農業労働者および家内使用人に対して拡張された。^(九)農業労働者については、農村には同業組合は存在しなかったのであるから、団結禁止の意図は一層明瞭であると言えよう。

(一) 14-17 juin 1791. Décret relatif aux assemblées d'ouvriers et artisans de même état et profession (loi Le Chapelier)

原典 Duvergier, p. 22 及び Archives Parlementaires, 1ère série, t. XXVII, pp. 210 et s.

(二) Godechot, "Les Institutions de la France sous la Révolution et l'Empire", P. U. F., 1951, pp. 181 et s.

(三) Godechot, op. cit., pp. 182 et s.

- (四) Dolléans et Debove, "Histoire du Travail en France", pp. 127 et s. 以下の記述を主として採る。
- (五) Archives Parlementaires, 1ère série, t. XXVII, p. 210.
- (六) Godechot, op. cit., p. 185; Bouvier-Ajam, op. cit., p. 707.
- (七) ル・シャプリエ法制定時の議事録によると「ロルポラシオン規制の事実上の存続に対する反感はかなり強い。「諸君、諸君に提出されたブククはロルポラシオンと排他的特権の精神が再び生まれようとしているだけで一層必要であります」(Gautier Biauzat)。ル・シャプリエは「ソリでも地方都市においても暴動醸成の気配が強いため、法案の採決を遅らせてはならない」と強調している。第二条をすべての団体に無差別に拡張適用すべきだ」との声もある。他方、同一の職業の集合を禁ずる条項と集会の自由にかんする憲法的法律との矛盾を指摘するものもある。また「農村日雇労働者への拡張を要求する声もある」(l'abbé Gallet)。これは「七月二〇日に表現された」(Archives Parlementaires, 1ère série, t. XXVII, pp. 211 et s.)。
- (八) コルポラシオンの禁止は、九一年憲法の前文にも挿入された。「もはや、宣誓組合も、職業による同業組合も、親方身分も存在しない。」しかし、仲間職人制度コンニョヤツレの文言は「ル・シャプリエ法の成立後であるにもかかわらず、入っていない。
- (九) Archives Parlementaires, 1ère série, t. XXVIII, p. 451.
- 通常ル・シャプリエ法の拡張適用と説明されているが、形式的にはそうではない。農業法の審議の際「一議員(Heurtaut-Lamerville)が以下提案され、そのまゝ採択されたものである。
- “Les propriétaires et les fermiers d'un même canton ne pourront se coaliser pour faire baisser subitement, ou fixer à prix vil la journée des ouvriers, ou les gages des domestiques, sous peine d'une amende du quart de leur contribution mobilière et de la détention de police municipale, suivant l'exigence des cas.” (Adopté.) “Les

moissonneurs, les domestiques et ouvriers de la campagne ne pourront se liguier entre eux pour faire hausser et déterminer le prix des gages ou des salaires, sous peine d'une amende qui ne pourra excéder la valeur de 12 journées de travail, et en outre de la détention de police municipale." (Adopté.)

六 特に「中間団体」(corps intermédiaires) 否認論について

モンテスキューは、国王の専制を排除するためには国王と人民との間に媒介者としての「中間団体」(corps intermédiaires)を確立すべきであるとして、この使命をになうべき理想化された貴族階級を国王の権力集中から擁護しようとしていた。それは、貴族の特権を新たな形で再編成することを試みたものにすぎなかった。国家権力は、市民革命によって質的転換をとげた。官僚行政機構をともなった中央集権的国家権力組織は、形の上では、絶対王政のもとで準備されて革命後の近代国家に継承された。しかし、その間には、人民の実力によって裏づけられた議會による独裁というかたちでの明瞭な断絶が存在している。一七八九年八月二六日の「人と市民の権利の宣言」は、「あらゆる主権の原理は本質的に国民に由来する。いかなる団体(corps)も、いかなる個人も、国民から明示的に発するものでない権威を行使しえない」(第三条)とし、国民主権のみでなく、中間団体(corps intermédiaires)に基礎をおく政策の非合法性をも確認している⁽¹⁾。そして、国民主権から法律(La Loi)の主権が導かれる。モンテスキューは Les Loixにつき語ったが、ロベスピエールはもはや La loi についてのみ語る。「法律(La loi)は総意(volonté générale)の表現である」(第六条)⁽²⁾。そして、議會が法律制定権を独占する。人権宣言は、国王の専制と少数の特権者に対して国

民議会とその代表する階級——経済的自由主義を信奉する自由主義的ブルジョアジー——を防衛するための武器であったのである。(三) として、corps intermédiaires は「国民主権の原理から否定されなければならない、corporation は corps intermédiaire である、したがってコルポラシオンは否定されなければならない、という三段論法が出来上る。ル・シャプリエ法第一条が「同一の身分および職業の市民のすべての種類の同業組合の廃止はフランス憲法の本源的基礎の一つであるから、いかなる口実および形式によるのであっても、それらを事実上再建することは、禁止される」と述べ、ル・シャプリエの報告が、「もはや国家の中に同業組合は存在しない。もはや各個人の個別的利益、および全体的利益以外は存在しない。市民に対し中間的利益をふきこみ、同業組合の精神によって彼ら〔市民〕を国家(chose publique) から引き離すことは、何人にも許されないのである」と言うことが出来たのは、革命権力としての国民議会が国家権力を独占していたからにはほかならない。corps intermédiaires は、特権・独占と同義語であり、市民革命と原理的に相容れないものとされたのである。教育も扶助(assistance)も公権力が独占的に組織すべきものとして、すでに存在する組織は否定された。一七九一年九月二十七日—一〇月一六日の「王国内に存在するすべての商工会議所(chambres de commerce)の廃止にかんする」デクレによって商工会議所がコルポラシオンであるからとの理由で廃止される。(四) 一七九二年八月一八日のデクレは、「真に自由な国家は、その中にいかなるコルポラシオンも容れることはできない」という判断によって、教育事業および救済事業を行っていた宗教団体(congrégations)を廃止した。(六) 国民公会は、一七九三年八月二四日、株式会社(sociétés par actions)の廃止まで行なう。(七) 一七九三年八月八日には、弁護士(avocats)団体、諸アカデミー、諸大学(Universités)も廃止される。(八) これらの廃止はすべて、中間

団体否認論に基づきなされている。これらの廃止になった団体は、後でまたすぐ復活される——特にナポレオン体制下では、*corps intermédiaires* であることを積極的理由として国家制度の中に組み込まれることになる^(九)——が、一応、中間団体の否認という理由づけで非常にラディカルなことが行なわれたことは、一時的であるとは言え、注目に値する。

中間団体否認論は、本来は、国家制度と結びついた特権、すなわち独占を排除するための論理であったものが、革命時に国民主権論と結合し、そうすることによって中間団体の排除という抽象的な形に理論化され、その抽象性のゆえに、非常に階級的にも有効に用いられたし、また現実にも使用されたのであった。⁽¹⁰⁾

- (一) Jean Touchard, "Histoire des idées politiques", P.U.F., 4^e éd., 1967, p. 461.
- (二) Touchard, op. cit., pp. 461 et 462.
- (三) Jacques Godechot, "Les Institutions de la France sous la Révolution et l'Empire", P.U.F., 1951, p. 37.
- (四) 原典、Duvergier, 1791, p. 374; Archives Parlementaires, 1^{ère} série, t. XXI, pp. 396 et s.
- (五) 報告者 Goudard は、「商工会議所の存在は、*「ユルボラシオンを禁じた憲法の諸原則を今や書きしているのである」*と述べる⁽¹⁰⁾。Archives Parlementaires, 1^{ère} série, t. XXI, p. 397.
- (六) Archives Parlementaires, 1^{ère} série, t. 48, pp. 350 et s.; Albert Soboul, "Précis d'histoire de la Révolution française", p. 496.
- (七) Archives Parlementaires, 1^{ère} série, t. 72, p. 701; Soboul, op. cit., p. 478.
- (八) Soboul, op. cit., p. 478.

(九) Godechot, op. cit., pp. 594 et 595.

(一〇) 「中間団体論」は、近代法理論において重要な考察対象として残るであろう。一般的には、法人理論・団体理論の歴史的分析を行なう際、特に、株式会社を代表される営利団体と諸々の非営利団体・結社の国家との関係での理論的・歴史的分析を行なう際、一つの重要な視点となるように思える。

結 語

ル・シャプリエ法が団結禁止法であり、階級的立法であることは、そのこと自体としては、まさにその通りである。そのことから具体的にでてくる優れて歴史的な意味こそ、問題とすべきものであろう。一步ふみこんで考えた場合、例えば、ル・シャプリエ法が「資本主義的経営に雇われている労働者の団結を阻止するため」(恒藤、前掲書二二頁)制定されたという叙述は誤解を招くおそれがないとは言えない。フランス革命当時、将来の産業資本家に直接つながらる階層はまだごく少数にとどまり、ル・シャプリエ法の直接に目的とした利害は産業資本家の利害ではなかった。コルボラシオンの親方層の大半は、分解し、没落して行く運命にあったからである。ル・シャプリエ法制定当時には、近代的意味での資本家も近代的意味での労働者も普遍的には存在していなかったのである。また、この段階で「団結権」という用語を使用する場合がもしあるとしたら、その意味内容をよほど限定してかからないと混乱におちいるであろう。従って、ル・シャプリエ法が、果して来るべき資本家階級と労働者階級との対立を予想して作られたものかどうかという問いかけ自体、厳密に言えばあまり意味のない、というより、意味不明の設問とも言えないことはな

い。ル・シャプリエ法以前にも団結禁止立法は数多く存するのであるから、ル・シャプリエ法を典型的、団結禁止法であるというためには、一定の前提が必要とされるはずである。ル・シャプリエ法の性格は、これまで述べた如く、「営業の自由」を要求する政策の必然的帰結として説明されるのであるが、そのイデオロギー的特質は、中間団体否認論によって、はじめて論理的に団結禁止が正当化された点にある。このことは、市民革命を待つてはじめて可能となったことであつて、それ以前には団結禁止のイデオロギー的基礎とはなり得なかつたものである。この特殊なイデオロギー性を付与されたおかげで、ル・シャプリエ法は資本―賃労働関係を全社会的規模で作り出すための経済外的強制の一環として機能しえたのであり、制定時からいかなる機能的変化をとげて行つたかを具体的に明らかにする作業が重要な問題として残されていることになるであらう。ル・シャプリエ法の果した機能の変化の実証的研究は、おそらく困難ではあらうが、必要な、残された大きな課題である。

〔資料〕

一七九一年六月一四日―一七日の「同一の身分および職業の

労働者および職人の集合にかんする」デクレ

第一条 同一の身分 (état) および職業 (profession) の市民のすべての種類の同業組合 (corporations) の廃止 (aneantissement) はフランス憲法の本源的基礎の一つであるから、いかなる口実および形式によるのであつても、そ

れらを事実上再建することは、禁止される。

第二条 同一の身分または職業の市民、事業者 (entrepreneurs)、営業中の店舗 (Boutique ouverte) を有する者、なんらかの技芸 (art) の労働者 (ouvriers) および仲間職人 (compagnons) は、集合するとき、議長、書記、総代 (syndics) を互いに任命し、登録簿 (régistres) を保持し、決定 (arrêtés) または評議 (délibérations) をおこない、「または」その主張する共同の利益にかんする規則 (règlements) を制定することができな。

第三条 行政体または市町村団体 (corps administratifs ou municipaux) はすべて、一つの身分または職業の名称によるいかなる陳情 (adresse) または請願 (pétition) を受理することも、それに対していかなる応答をすることも、禁止される。それら「の団体」に対しては、このような仕方でなされることのある評議を無効と宣言し、その評議がなら実行も執行もされないように注意深く監視することを敵命される。

第四条 自由および憲法の原則に反して、同一の職業、手工業 (arts et métiers) に従事する市民が、その勤労 (industrie) もしくはその労働 (travail) の援助を一致して拒否し、または一定の価格でなければ与えないことを目的として評議をおこない、もしくはこれらの者の間で合意 (conventions) をおこなった場合は、当該評議および合意は、宣誓を伴うと否とにかかわらず、憲法に反し、自由および人の権利の宣言を侵害し、無効と宣言される。行政体および市町村団体は、それら「の評議または合意」をそのようなものと宣言する義務を負う。それら「の評議もしくは合意」を教唆し、起草し、または司会した提唱者 (auteurs)、指揮者 (chefs) およびせん動者 (instigateurs) は、市町村の検事 (procureur de la commune) の請求により、違警罪裁判所に召喚され、各五〇〇リヴルの罰金に処せら

れ、かつ、能動市民のすべての権利の行使および一次〔選挙〕会 (assemblées primaires) への参加を一年間停止される。

第五条 行政体および市町村団体はすべて、いかなる公共事業 (travaux publics) においても、事業者、労働者および仲間職人であつて当該評議もしくは合意を教唆した者またはそれらに署名した者を雇用し、「または」これらの職業に属する工事をおこなうことを許し、もしくは許されるのを黙認することを禁止される。これに違背するときは、その「団体の」構成員は、自己の名においてその責任を負う。ただし、これらの者が取り消すためまたは否認するために違警罪裁判所の書記課に自発的に出頭した場合は、この限りでない。

第六条 当該評議または招集 (convocations)、『揭示〔および〕』、『回状 (lettres circulaires)』が事業者、職人 (artisans)、『労働者もしくはその場所に働きに来る外部の日雇い (journaliers étrangers)』またはより低い賃金で満足する者に対するならんらかの脅迫を含む場合は、それらの行為または文書の提唱者、せん動者および署名者はすべて、各一、〇〇〇リヴルの罰金および三月の禁錮に処せられる。

第七条 憲法的法律によって労働および勤労にかんしてみとめられた自由を行使する労働者に対して、脅迫または暴力を用いる者は、刑事上の訴追を受け、公共の安寧 (repos public) の攪乱者として法律に従つてきびしく処罰される。

第八条 職人、労働者、仲間職人〔もしくは〕日雇いによって構成され〔た集合体〕、または、すべての種類の人に属し、かつ、任意に合意されたすべての種類の条件の下での勤労および労働の自由な行使に対し、(または) 違警

罪の訴〔追〕およびその〔種の〕事件について下された判決の執行に対し、「または」種々の事業 (entreprises) の公開の入札 (enchères et adjudications) に対してそれらの者によってそそのかされたすべての集合体 (atroupemens) は、反逆の集合体とみなされ、かつ、そのようなものとしてそれにつきなされる法律上の強制命令 (réquisitions légales) に基づき公の武力受託者によって解散され、さらに、当該集合体の提唱者、せん動者および指揮者について、および実力行為 (actes de violence) を犯したすべての者について、法律に従ってまさにきびしく処罰される。